屋外広告物法第7条第4項に基づく保管及び処分公告

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき、禁止物件 (兵庫県屋外広告物条例第5条第1項及び2項)に表示されていた広告物等の保管について、次のとおり公告する。

令和7年(2025年)10月23日

宝塚市長 森 臨太郎

記

保管した広告物等	はり札	立看板	広告旗	
の種類及び数量	3	0	0	
保管した広告物等	向月町、花屋敷つつじガ丘			
が表示されていた				
場所				
広告物等を除却し	令和7年10月21日			
た日				
広告物等の保管を	令和7年10月21日			
始めた日				
広告物等の処分を	令和7年11月6日	1		
する日				
広告物等の保管場	宝塚市東洋町1-1			
所				
返還を求める場合	宝塚市役所都市整備部都市計画課			
の連絡先	電話 0797-77-2088			